

# 令和4年度 神奈川支部事業計画について

令和4年度 事業計画（神奈川支部）（案）

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 （☆は、保険者機能強化予算に計上した事業）
<p data-bbox="107 384 459 419"><b>主な重点施策と具体的な取組</b></p> <div data-bbox="107 464 1095 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.基盤的保険者機能関係                              適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> </div> <div data-bbox="107 671 1095 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（1） 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> </div> <p data-bbox="174 882 369 911">（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。</li> <li>・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。</li> </ul> <p data-bbox="107 1098 280 1126"><b>【重要度：高】</b></p> <p data-bbox="107 1139 1106 1289">協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p>	<p data-bbox="1137 384 1489 419"><b>主な重点施策と具体的な取組</b></p> <div data-bbox="1137 464 2125 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.基盤的保険者機能関係                              適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> </div> <div data-bbox="1137 671 2125 914" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（1） 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> </div> <p data-bbox="1205 922 1400 951">（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。</li> <li>・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	
<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ <b>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。</b></li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする 【参考】令和3年度実績 100%（10月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<b>97.3%</b>以上とする 【参考】令和3年度実績 <b>97.3%</b>（10月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。</li> <li>・ 現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。</li> <li>・ サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。</li> </ul>	<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする 【参考】令和2年度実績 100%（10月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.5%以上とする 【参考】令和2年度実績 96.3%（10月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から10営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から21営業日以内での支払いに努める。</li> <li>・ 令和3年5月の年金事務所出張相談窓口閉鎖を踏まえ、現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。</li> <li>・ サービス水準の向上のため、OJTを積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。</li> <li>・ 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>・「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。</p>	
<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> <li>・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者および事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。</li> <li>・ 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。</li> </ul>	<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> <li>・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者および事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。</li> <li>・ 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。</li> </ul>
<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、手順書に基づき確実に実施する。</li> <li>・ 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。</li> <li>・ 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。</li> </ul>	<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。</li> <li>・ 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。</li> <li>・ 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。</li> <li>治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、医療機関等に対する文書照会を積極的に実施する。</li> <li>被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。</li> </ul>	<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。</li> <li>被扶養者の国内居住要件等に関する審査については、より重点的に実施し、給付適正化を図るとともに、件数等の削減効果についての分析を進める。</li> </ul>
<p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、協会本部が示した今後のレセプト点検体制のあり方の方針に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 0.369% (10月末現在) (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 6,423円 (10月末現在)</p>	<p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 0.307% (10月末現在) (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 3,881円 (10月末現在)</p>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(具体的な取組)</p> <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検員のスキルアップを図るため、分析および面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。</li> <li>集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱みおよび点検員の能力を把握する。</li> <li>自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。</li> <li>原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。</li> <li>進捗会議を活性化しP D C Aを徹底することで、継続的な業務改善を図る。</li> <li>組織的(チーム体制による)審査を継続・発展させ、効果額の更なる向上を図る。</li> <li>高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先し、1件当たりの査定額の向上を図る。</li> </ul> <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替・分割サービスの開始に伴う新たな手順による点検を確実に実施する。</li> </ul> <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を6か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。</li> <li>業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。</li> </ul>	<p>(具体的な取組)</p> <p>【効果的な内容点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検員のスキルアップを図るため、分析および面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。</li> <li>集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱みおよび点検員の能力を把握する。</li> <li>自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。</li> <li>原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。</li> <li>進捗会議を活性化しP D C Aを徹底することで、継続的な業務改善を図る。</li> <li>内容点検について個人による審査から組織的な審査に切り替えることにより、効率的および効果的な点検を実施し、再審査レセプト1件当たりにかかる査定額の向上を図る。</li> </ul> <p>【効果的な資格点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。</li> </ul> <p>【効果的な外傷点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を6か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。</li> <li>業務上による返還および第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。</li> <li>求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p><b>【困難度：高】</b>            社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。            (※) 電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p>	<p><b>【多受診者への適正受診指導の強化】</b>            ☆ 毎月1回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。受診回数が減らない対象者については、再度文書を送付し適正化を図る。</p>
<p>(7) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)および、いわゆる「部位ころがし」(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> <li>・ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会などを確実に実施する。</li> <li>・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする  <b>【参考】令和3年度 0.64%(10月末現在)</b></p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。</li> <li>・ 施術箇所3部位以上かつ月15日以上 of 施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。</li> </ul>	<p>(7) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)および部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> <li>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする  <b>【参考】令和2年度 1.23%(10月末現在)</b></li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。</li> <li>・ 施術箇所3部位以上かつ月15日以上 of 施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。</li> </ul> <p>☆ 適正受診を促すため、受診歴のある被保険者が在籍する、被保険者10人以上の事業所を対象に、リーフレットを配布する。</p>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>・ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。</p>	
	<p>—(8) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>→ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>—(具体的な取組)—</p> <p>→ 本部より示された審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。</p>
<p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後、<b>早期</b>に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li><b>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</b></li> <li>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施および費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 86.02% (10月末現在)</p> <p>② 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 28.02% (10月末現在)</p>	<p>(9) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後 2-週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等により、資格喪失届時に保険証を添付することおよび退職日以降は保険証の使用ができないことについて、事業所担当者および加入者あての周知徹底を図る。</li> <li>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施および費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 95.23% (10月末現在)</p> <p>② 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和2年度実績 29.89% (10月末現在)</p>



<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>事業所担当者および加入者等</b>に対し、保険証の使用期限に関する周知を促すため、<b>各種広報媒体を活用し</b>、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。<b>特に資格喪失届の保険証添付率の低い事業所や返納金が多く発生する事業所に対し周知ポスターおよびリーフレットを毎月送付する。</b></li> <li>・ <b>回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について随時依頼を行う。</b></li> </ul> <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。</li> <li>・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を送付する。</li> <li>・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、<b>費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。</b></li> <li>・ 納付約束不履行者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。</li> <li>・ 保険者間調整を積極的に実施する<b>ため、対象者への適切な周知を徹底する。併せて債権残高等、優先順位を考慮した電話催告を計画的に実施する。</b></li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が</p>	<p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険証の使用期限に関する周知を促すため、<b>事業所へポスターやリーフレットなどを配布し</b>、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。</li> <li>・ <b>事業所担当者および加入者等</b>に対し、保険証の使用期限に係る認知度を高めるため、<b>資格喪失届の保険証添付率の低い事業所や返納金が多く発生する事業所</b>に対し周知ポスターおよびリーフレットを毎月送付する。</li> </ul> <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。</li> <li>・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、<b>弁護士名催告状を毎月送付する。</b></li> <li>・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、<b>法的手続きを毎月計画的に実施する。</b></li> <li>・ 納付約束不履行者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。</li> <li>・ <b>高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。</b></li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>高い。 また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)</p> <p>(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。</p>	
<div data-bbox="107 730 1102 1056" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> <li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <b>93.4%</b>以上とする</li> </ul> <p>【参考】令和3年度実績 <b>42.9%</b> (11月末現在)</p> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。</li> </ul>	<div data-bbox="1137 730 2132 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(10) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> <li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <b>92.7%</b>以上とする</li> </ul> <p>【参考】令和2年度実績 <b>41.2%</b> (11月末現在)</p> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。</li> </ul>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認およびマイナンバーカードの健康保険証利用について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者および事業所を対象に、オンライン資格確認とマイナンバーカードの保険証利用について、各種媒体を活用した広報を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認およびマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>	
<p>(11) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生</p>	<p>(11) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。</li> </ul>

<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 3 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	
<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p>	<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第 3 期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p>
<p>(1) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施&lt; I、II、III &gt; ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 (具体的な取組) ・上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を令和 4 年度時点で 26,222 円以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。</p>	<p>(1) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施&lt; I、II、III &gt; ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 (具体的な取組) ・上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を令和 4 年度時点で 26,222 円以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。</p>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、協定締結をしている市町村との連携強化をするなど、がん健診との同時実施を推進する。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局や県との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。

また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者(3者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に神奈川支部へ提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.9%以上とする  
【参考】令和2年度実績 51.7%
- ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする  
【参考】令和2年度実績 2.1%
- ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする  
【参考】令和2年度実績 17.8%

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診】

- ☆ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。
- ☆ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。
- ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診(検診車を含む)および保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。
- ☆ 地理情報システム(GIS)を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健

令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市町村との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 62.5%以上とする  
【参考】令和元年度実績 53.9%
- ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする  
【参考】令和元年度実績 3.7%
- ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする  
【参考】令和元年度実績 25.7%

(具体的な取組)

【生活習慣病予防健診】

- ☆ 新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。
- ☆ 任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。
- ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診(検診車を含む)および保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。
- ☆ 地理情報システム(GIS)を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健診機関を掲載したDMの送付対象を拡大する。
- ☆ 契約健診機関が少ない地域において、被保険者の集団健診(検診車)を案内し、サービスの向上、実施率の上昇を図る。
- ☆ 健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>診機関を掲載したDMの送付対象を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 生活習慣病予防健診を利用していない被保険者に対し、<b>集団健診(検診車)</b>を案内し、サービスおよび実施率の向上を図る。</li> <li>☆ 健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診の質の確保および健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を<b>5年に一回(年間30件程度)の周期で着実に実施する。</b></li> </ul> </li> <li>☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。</li> <li>☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。</li> </ul> <p><b>【事業者健診データ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託をさらに拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。</li> <li>☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所、<b>業界団体(一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会等)、健康宣言事業所</b>等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【特定健康診査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。</li> <li>☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。</li> <li>☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診(会場健診)を2サイクル案内する。<b>(健診機関主催による集団健診の広報支</b></li> </ul>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診の質の確保および健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。</li> <li>☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。</li> <li>☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。</li> </ul> <p><b>【事業者健診データ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託をさらに拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。</li> <li>☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【特定健康診査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。</li> <li>☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。</li> <li>☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診(会場健診)を2サイクル案内する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村とがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。また、GISを活用して、被扶養者の自宅近隣で同時受診ができる健診機関情報を掲載したDMを送付する。</li> <li>・ 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。</li> </ul> </li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p><b>援、支部主催による集団健診の広報)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村とがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。また、GISを活用して、被扶養者の自宅近隣で同時受診ができる健診機関情報を掲載したDMを送付する。</li> <li>健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を<b>より一層</b>推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、<b>引き続き</b>特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</li> <li>平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</li> </ul>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</li> <li>平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を <b>25.2%</b>以上とする 【参考】令和2年度実績 <b>7.4%</b> ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.1%以上とする 【参考】令和2年度実績 <b>21.4%</b></p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。</li> <li>・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。</li> <li>・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導および監督を行うことで実績向上を目指す。</li> <li>・ 民間委託機関および ICT を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。</li> <li>・ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。</li> </ul> <p>☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被扶養者の特定健診(集団健診)の際、初回面談(分割実施)を実施できる健診機関の拡大を図る。</b></li> </ul> <p>☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p>	<p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 18.2%以上とする 【参考】令和元年度実績 8.4% ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.1%以上とする 【参考】令和元年度実績 20.5%</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。</li> <li>・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。</li> <li>・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導および監督を行うことで実績向上を目指す。</li> <li>・ 民間委託機関および ICT を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。</li> <li>・ 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。</li> </ul> <p>・ 厚生労働省が検討している ICT を活用した集団保健指導(グループ面談)について、今後の実行可能性および効率性等を検討し、枠組み作成に着手する。</p> <p>☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団健診の際、初回面談(分割実施)を実施する。</li> </ul> <p>☆ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。</p>



<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <b>12.4%以上とする</b> 【参考】令和2年度実績 10.0% (令和元年10月～令和2年9月 通知書発送分)</li> </ul> </li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。</li> <li>☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。<b>実施する地域の拡大については、対象者の数を見ながら検討する。</b></li> </ul> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする 【参考】令和元年度実績 10.7% (平成30年4月～31年3月受診分)</li> </ul> </li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。</li> <li>☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。実施する地域については、県や市町村、医師会等と連携し、拡大を目指す。</li> </ul> </div>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

iv) コラボヘルスの推進

- ・ **かながわ健康企業宣言の参加事業所数**の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、**家族を含めた事業所における健康づくり**の支援等を拡充する。
  - ・ 保険者として、**事業所や産業保健総合支援センター**等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
    - KPI：健康宣言事業所数を **960** 事業所以上とする。
- 【参考】令和 **3** 年度実績 **698** 事業所 ( **1 2** 月末現在)

(具体的な取組)

- ・ 加入事業所への文書勧奨および健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ☆ 健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくり講座の実施や**健診の重要性**について、**理解促進に向けたリーフレット**を配布する。
- ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、**家族を含めた健診や保健指導の実施に向けて積極的な働きかけ**を行う。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所への支援等を拡充する。
  - ・ 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。
    - KPI：健康宣言事業所数を **700** 事業所以上とする。
- 【参考】令和2年度実績 **486** 事業所 ( **1 1** 月末現在)

(具体的な取組)

- ・ 加入事業所への文書勧奨および健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ☆ 健康宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくり講座を実施する。
- ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通の広報資材(動画、パンフレット)等も活用し、支部広報誌やWEB等により、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
  - ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
    - KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.0%以上とする
- 【参考】令和3年度実績 50.1% (11月末現在)

(具体的な取組)

- ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。
- ☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンやWEB等を活用した広報を実施する。
- ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。
- ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。

令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 本部で作成した動画等も活用し、支部広報誌やWEB等により、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
  - ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
    - KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.3%以上とする
- 【参考】令和2年度実績 47.9% (11月末現在)

(具体的な取組)

- ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。
- ☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、WEBを活用した広報を実施する。
- ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。
- ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。
- ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>

<課題分析>

- ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」および「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。
- ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。
  - KPI：ジェネリック医薬品使用割合 **80.0%**以上とする

※ 医科、DPC、歯科、調剤

【参考】令和3年度実績 **79.6%**（8月末現在）

(具体的な取組)

- ・ 「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。
- ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、WEBなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。
- ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。
- ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス（年2回発送）についての周知広報を実施する。
- ・ 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール

令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部  
(☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>

<課題分析>

- ・ 協会本部で作成した「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」および「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。
- ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。
  - KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末のジェネリック医薬品使用割合を **79.7%**以上とする

※ 医科、DPC、歯科、調剤

【参考】令和2年度実績 **78.1%**（7月末現在）

(具体的な取組)

- ・ 「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。
- ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、WEBなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。
- ・ 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。
- ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの年2回送付を継続実施する。

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。</li> <li>神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) インセンティブ制度の周知&lt;Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者および事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。</li> <li>☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者・被扶養者の行動変容を促すために、WEB等を活用した制度周知の広報を強化する。</li> </ul> </div> <p>【重要度：高】 協会のインセンティブ制度は、事業主および加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『「日本再興戦略」改訂 2015』や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) インセンティブ制度の周知&lt;Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者および事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。</li> <li>☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者だけでなく、被扶養者へも制度を周知し、行動変容を促すために、WEBを活用した広報を行う。</li> </ul> </div>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—(5)—パイロット事業の立案&lt;Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <p>—(具体的な取組)—</p> <p>—神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。</p> </div>
<p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信&lt;Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <p>i) 医療計画および医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の医療計画および医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施および令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</li> </ul> <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul>	<p>(6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信&lt;Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <p>i) 医療計画および医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の医療計画および医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画および医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</li> </ul> <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。</li> <li>☆ 「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、<b>健康保険委員を通じた広報を強化する。</b></li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。</li> <li>☆ 「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行う。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(6) 調査研究の推進&lt; I、II、III &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けて、<b>医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等</b>を活用して<b>医療費等の地域差を分析するとともに、属性別の分析を進める。</b></li> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。<b>また、性別・業態別・年齢階層別・疾病別等の分析を進め、支部事業施策を検討する指針とする。</b></li> <li>・ かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を<b>継続して</b>実施する。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(7) 調査研究の推進&lt; I、II、III &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。</li> <li>・ かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を実施する。</li> </ul>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>3.組織・運営体制関係</p>	<p>3.組織・運営体制関係</p>
<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準人員をベースとし、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。</li> <li>次期業務システムの円滑な導入に向け、滞りなく準備を進め、早期定着を図る。</li> </ul>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準人員をベースとし、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。</li> </ul>
<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成など、人事評価制度を適正に運用する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</li> <li>被評価者に対し適切な評価およびフィードバックを行う。</li> </ul>	<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、同制度を適正に運用する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</li> <li>評価者研修などを通じて人事評価制度に関する理解を深め、被評価者に対し適切な評価およびフィードバックを行う。</li> </ul>
<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。</li> <li>役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。</li> </ul>	<p>(3) OJTを中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。</li> <li>役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。</li> </ul>



<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部におけるOJT研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。</li> </ul>
<p>(4) 支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。</li> </ul>	<p>(4) 支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。</li> </ul>
<p>(5) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正かつ効率的な職務を執行するため、積極的に「山崩し定着活動」等に取り組み、ITを活用して効率的な業務を行う。</li> <li>事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。</li> <li>事務処理誤りが発生した場合は、原因究明を早急に行い、再発防止策を徹底する。</li> </ul>	<p>(5) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に「山崩し定着活動」に取り組むとともに、RPA等を活用して効率的な業務を行う。</li> <li>事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。</li> </ul>
<p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。</li> </ul>	<p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。</li> </ul>

令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。</li> <li>アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。</li> <li>チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。</li> </ul>	<p>(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。</li> </ul> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。</li> <li>アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。</li> <li>チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。</li> </ul>
<p>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>各種経費の削減に努める。</li> <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</li> </ul> <p>【参考】令和3年度実績 0%（12月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。</li> </ul>	<p>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>各種経費の削減に努める。</li> <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</li> </ul> <p>【参考】令和2年度実績 18.8%（12月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。</li> <li>消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等につ</li> </ul>

<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和3年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。</li> </ul>